# 平成 28 年度 (2016 年度) 多機能型施設 (生活介護事業・自立訓練〔生活訓練〕) 横浜市中山みどり園 事業計画書

#### 1. 所在地

〒226-0011 横浜市緑区中山395番地の2 TEL 045 (931) 8611 FAX 045 (931) 8626

#### 2. 目 的

法人の理念および基本方針を遵守し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく契約をした知的・身体・精神に障がいのある方に対して、横浜市中山みどり園は、在宅の知的障がい者・身体障がい者・精神障がい者が地域社会で充実した生活ができるよう、利用者さん・ご家族・関係者への支援を行い、通所による日中活動を行うとともに、地域生活を送る上での相談・調整などを図り、地域社会で豊かで充実した生活が送れるよう支援することを目的とします。

#### 3. 方 針

横浜市の方針に則り、障害者総合支援法の理念である、三障がいの一元的支援と地域生活移行を障がいの特性や障害支援区分に基づき、適切な支援に努めます。また、通所者及びご家族等からの相談に応じる等、地域生活を積極的に推進するため関係機関に働きかけることを運営の基本に置き事業をすすめます。

障がい当事者の基本的人権の尊重と権利擁護に努め、地域での自立した生活を支援し、利用者さんひとりひとりの状況や要望に応じて、さまざまな活動の機会を提供し、豊かな暮らしと充実した地域生活が送れるように環境(グループホーム等)の整備も行い、本人やご家族へサービスを提供していきます。利用者さんが元気で明るく活動し、モノづくりを行い、魅力あるプログラムに取り組みます。現状の事業遂行を正しく把握するために、SWOT分析を行います。

#### 4. 今年度の重点目標

- 1) 職員一人一人が、利用者さんとともに笑顔で働ける職場づくりを目指します。
- 2) SWOT分析によって得られた結果に基づいて、よりよい施設づくりの取り組みを実行します。
- 3) 福祉・介護に従事する職員の社会的地位(ステイタス)の向上と自尊心(プライド)の持てる職員の専門性を高めるために、県央福祉会『研修会参加確認ノート』を活用して職員の個人目標に基づいて、研修計画、育成プランを共に共有し、自らが育ち、自尊心を高められるよう働きかけていきます。人権擁護についてのテーマは全職員共通課題とします。
- 4) 利用者さんやご家族は大切なお客様として、その人権と権利擁護に努めます。

#### 5. 事業所としてユニークで独創的な取り組み

職員それぞれが、重度の知的障がい(特に自閉症)の方の支援について、専門性を高め、法人内外においてその専門性を活かすことのできる人材になれるよう、自己研さんを図り、支援に取り組んでいきます。また、職員それぞれが、知的障がいのある方の意思決定支援において、一人一人の意志を尊重した支援のありかたをあらゆる場面において念頭におき支援します。

- ① 法人高山塾の人権ツールを継続的に活用し、職員同士が利用者さんの人権について話し合える 場を作ります
- ② 重度知的障がい者の方にとっての意思決定について、それに関連する研修へ積極的に参加します (人権擁護に関する研修・強度行動障害者に関する研修)
- ③ 連続自閉症研修会において得られた支援のノウハウを事例発表等で情報発信していきます。

## 6. 今年度の重点課題

人権の尊重とインフォームドコンセントを大切にした利用者さん主体の支援を行います

- ① 利用者さんの人権保障と権利擁護に努めるとともに、身体的拘束や虐待、性的な虐待など、 利用者さんの人権侵害を起こさないことを固く誓います。
- ② 利用者さんの生活を正しく把握するために担当職員と家庭とは緊密な連携を図ります。
- 1) 利用者さんが地域で安心して暮らせるよう各活動を通じて様々な機会を提供します。
  - ① 各活動室の特徴を活かし、利用者さんの障がい特性に応じた活動を提供します。
  - ② 様々なイベントに積極的に参加し利用者さんの活動の幅を広げる機会を提供します。
  - ③ Yネット加盟施設であることを活かし、他の加盟施設とも連携し利用者さん同士・職員同士 の交流を積極的に行います。
- 2) サービスの向上を図り、利用者さん・ご家族がより安心して通える施設づくりを行います。
  - ① 園内の宿泊施設及びセトルホームつづきとも連携し、ご家族の緊急時に利用者さんの受入の対応を出来る体制を整えます。
  - ② 家庭と連携し、個別活動や全体活動等各活動に利用者さん個々に対応した活動を提供します。
  - ③ 利用者さん2名に対し常勤換算で職員1名以上を配置し、利用者さん・ご家族のニーズに対応した更にきめ細かな支援や送迎等のサービスの質の向上につとめます。
- 3) 質の高い職員育成を図り、サービスの質の向上に努めます。
  - ① 職員それぞれ設定した目標に基づき研修への参加等自己研鑽に努め、自らの成長が自分自身で実感できるよう職員育成を行います。
  - ②嘱託医による専門分野(自閉症)の研修会を継続して行うことにより職員の専門性の育成や職員間の支援の統一を図ります。
  - ③ Yネットの施設間交流について、積極的に派遣及び受入を行います。また園独自の研修会に事業所外の職員も呼びかけることによりお互いの切磋琢磨を促します。
  - ④職員がお互いの支援について、利用者さんの人権を配慮した支援を行っているか確認しあうこと、また、よりよい支援を行っている報告・連絡・相談の周知徹底を図り、情報を共有化し、上司と一般職員等の意志の疎通性を図りより良いチームワーク作りを行います。
- 地域との共生を目指します
  - ① 利用者さん一人一人にとって希望する地域生活を実現するために、他機関との連携をさらに 深め、構築していきます。
  - ② グループホーム「セトルホームつづき」の体験利用枠を活用し利用者さんの自立に向けた宿泊訓練の実施を継続します。また「ナトゥールハウス」、「高田西グリーンハイム」のグループホームのバックアップ施設として地域移行を推進します。
  - ③ 災害時における在宅要援護者のための特別避難場所として、地域で暮らす障がい者が取り残されることのないよう受け入れる体制を整えます。更に、地域防災協定を締結し、地域と一体となって万全の態勢をとる努力をします。
- 5) 以下のSWOT分析の結果に基づき、中山みどり園の弱みを強みに変えていく取り組みを行い、 さらに強みをよりPRすることで「選ばれる事業所」を目指します。
  - 1 利用者さんへよりよいサービスを提供するため、「はたらきやすい環境づくり」を目指します。
  - 2 職員間のコミュニケーションを図りやすくするための取り組みを行います。
  - 3 新たなチャレンジを行い、魅力あるプログラムを行います。
  - 4 館内の衛生や、環境整備を行い、明るく楽しい空間づくりを行います。
  - 5 職員の自己目標を設定し、目標獲得に向けた研修や自己研さんを促します。
  - 6 地域の社会資源を理解し、積極的につながっていくことにより、利用者さんの活動の幅を広げていきます。

# 5. 実施運営

(1) 設置 横浜市

(2) 運 営 社会福祉法人 県央福祉会

(3) 人 員

①職員構成

管理者(施設長) 1名

サービス管理責任者 1名 (兼務)

事務員1名調理員2名 (業務委託)栄養士1名 (業務委託)清掃2名 (業務委託)

運転士 4名(1名は業務委託)

嘱託医師 2名

【生活介護事業】 【自立訓練(生活訓練)】

生活支援員 26名 生活支援員 2名

(1名は自立訓練と兼務) (1名は生活介護と兼務)

看護師 1名

②利用定員

 生活介護事業
 定員
 34名

 自立訓練(生活訓練)事業
 定員
 6名

# 6. 業 務

# 【1】支援内容

個別支援計画書の作成と実施

利用者さんのニーズに基づき、課題と支援内容を明確にした個別支援計画書を作成します。

- (1)個別支援計画書の作成
- (1)ニーズの確認

利用開始前の状況把握や利用開始後の面談を通じて、利用者さんのニーズの確認を行います。

②地域生活の推進

どんなに障がいが重くとも、たった一度きりしかない人生を、住み慣れた地域であたりまえの暮らしができるように様々な関係機関と連携し支援して行きます。

③社会生活能力の向上への支援

「基本的生活習慣」「生活スキル」「社会スキル」「社会参加」「コミュニケーション・対人関係」「不適応行動」「病気」「家庭への支援」の領域について、プログラムにそった支援を行い少しでもできることへ可能性を信じ支援していきたいと思っています。「できること」「できないこと」の状況を踏まえ、どのような支援が有効かという視点を加味し検討を加えていきます。

(2) 個別支援計画書の実施

評価(モニタリング・アセスメント)結果に基づき、上記領域に沿って作成した個別支援計画書に沿って、プログラムを行います。生活介護は6ヶ月ごと、自立訓練(生活訓練)は3ヵ月ごとに計画を見直し(モニタリング)、必要に応じて目標を設定し直します。

- ①各活動領域の支援の内容
- (a) 基本的生活習慣

食事、排泄、衣服の着脱、衣類の整理等日常生活技能取得のため、必要なところは支援しながら成功経験を積み重ねることができるように配慮します。

(b) 生活スキル

#### (c) 社会スキル

移動、買い物等社会生活技能の習得のため、地域の社会資源の活用を行います。また、地域住民 の障がい理解にも努めます。

(d)社会参加

軽作業や簡単な調理・掃除等家事作業などを通して、作業の持続力・集中力・注意力・安全性の理解等を獲得します。

(e) コミュニケーション・対人関係

作業や昼休みの休憩時間または家庭での余暇の過ごし方について支援を行います。

- (f) 不適応行動
- (g)病気
  - i 健康に関する利用者さんの情報の収集
  - ii 園での健康状態の把握
  - iii 内科検診の実施(年2回)
  - iv 衛生面の配慮
  - v 健康に関する相談
  - vi 嘱託医師によるご家族向けの「健康管理について」の講演及び助言
- (h) 家庭への支援

# 【2】支援の形態

(1) 個別活動

水・土曜以外の $15\sim16$ 時は、職員とマンツーマンによる作業・製作・社会資源の活用・余暇・ 運動等の個別活動を行います。

- (2) 小集団活動
  - ①活動室での活動

利用者さんの障がいの程度やタイプを考慮して以下のような小集団に分け支援を行います。

- (a) 知的障がいが重度で強度の行動障がいをもつ方のグループ
- (b) 知的障がいの程度は軽度から重度だが周囲の環境に影響を受けやすい方のグループ
- (c) 知的障がいが重度で身体的な支援を必要とする方のグループ
- (d) 知的障がいの程度は軽度から重度だが適応障がいをもつ方のグループ
- ②園内宿泊体験

年に1回から2回園内で職員及び他の利用者さんと宿泊体験することにより、協調性・社会性を養います

③セトルホームつづきの体験利用

セトルホームつづきの体験利用枠を活用し、近い将来グループホーム等での自立した生活ができるように支援します。

(3) 行事等、全体での活動

行事や避難訓練等利用者さん全体が共有する活動を行います。

- ①行事
  - (a) 夏祭り 8月

夏祭りを開催し、ご家族と職員および近隣の関係者との交流を図ります。

- (b) 園外宿泊レクリエーション…秋
  - 一泊旅行を通して、集団行動、社会経験を積むなど協調性・社会性を養います。
- (c) 新年会・成人を祝う会

成人を迎えた利用者さんを祝う機会をご家族との共催で持ちます。成人を迎える人がいない 場合は、季節感のある行事を行います。

#### (d)全体活動

月に一度、講師やボランティアを招き、ダンスや創作、園芸等、日頃活動している小集団の枠 を超えて活動します。

(e) 各活動室及び小集団での外出…随時 個々の希望や活動室での外出を行うことにより、様々な社会体験を重ねます。

#### ②避難訓練

災害発生を想定し、利用者さんの安全を第一に考慮して迅速に避難誘導ができるように、毎月 訓練を実施します。消火訓練は年2回行います。

が「株で大地しよう。TH八が「株は十七日门V よう。			
実施日	内容		
4月	避難訓練(地震を想定)	活動時間中(AM)	活動室
5月	避難訓練(火災を想定)	活動時間中(AM)	活動室・会議室等
6月	避難訓練(地震を想定)	活動時間中(AM)	活動室・会議室等
7月	避難訓練(火災を想定)消火訓練	活動時間中(PM)	活動室・会議室等
9月	避難訓練(地震を想定)総合訓練	活動時間中(AM)	活動室・会議室・駐車場等
10月	避難訓練(火災を想定)	活動時間中(PM)	活動室・会議室等
11月	避難訓練(地震を想定)	昼食後(休憩時)	食堂・会議室・和室等
12月	避難訓練(火災を想定)	活動時間中(AM)	活動室・会議室等
1月	避難訓練(地震を想定)	活動時間中(AM)	活動室・会議室
2月	避難訓練(火災を想定)消火訓練	活動時間中(PM)	食堂・会議室・和室等
3月	避難訓練(地震を想定)		

# 【3】ご家族等への支援

## (1) ご家族等への支援

ご家族等への個別支援計画の確認、家庭等での生活を安定・充実させるための支援を個別面談、家 庭訪問等を通じて行います。

#### (2) 家族教室の実施

ご家族との情報交換、ご家族間の交流やレクリエーションのために、事業所からの情報提供に加え、勉強会、見学会などを行います。

## **7. 活動日数** 262日(年間予定表による)

#### 8. 活動スケジュール

9:30 登園(自主)※ご希望者には週2回自宅まで個別送迎を行います

10:15登園 (バス)10:30午前の活動

12:00 昼食

13:30 午後の活動

15:00 降園(自主、バス)

15:00~16:00 月2回職員と1対1で個別活動を行います

# 9.研修

「県央福祉会研修規程」の職員研修方針に基づいて、職務研修、各種研修会に積極的に参加できる環境を用意するとともに、OFF-JT やSDS 等自己研修に関しては、法人外の各種研修会に積極的に参加できる環境を用意するとともに、体系的で理論的な専門知識及び技術が習得できるように計画し、職員の資質の向上に努めます。

# 10. その他

# (1) 苦情解決

苦情解決に関しては法人規則により、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を下記のとおり定めます。 苦情解決委員(第三者委員)

中村 真由美 (弁護士)

淺沼 太郎 (大正大学 人間学部社会福祉学科 非常勤講師)

首都医校専門学校講師)

苦情解決責任者 熊井 さとみ(横浜ベイエリア エリアマネージャー 中山みどり園 施設長)

苦情解決担当者 福田 恭平 (横浜市中山みどり園主任支援員)